

協働環境委員会会議録

令和2年9月14日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 14：04

【 案 件 】

1. 議案第91号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
2. 議案第94号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
3. 議案第96号 契約の締結（二瀬交流センター建設工事）

【 報告事項 】

1. 工事請負契約について 【契約課】
2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要について
【新型コロナウイルス対策室・総合政策課・環境整備課】

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第91号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第91号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。議案書5ページをお願いいたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されたことから、飯塚市手数料条例の一部を改正するものでございます。

本条例の改正内容につきましては、飯塚市手数料条例別表第2条関係の第8号中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付の項を削除するものでございます。資料といたしまして、6ページに新旧対照表を添付しております。通知カードはマイナンバーを証する書類として交付されているもので、既に交付されている通知カードにつきましては、内容に変更がない場合には、継続して使用することは可能となっております。以上、簡単ではございますが、「議案第91号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

今、補足説明を聞きました。5月25日に通知カードが廃止になっても、そのまま使えるのということでした。つまり、通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できるということなんですけれども、住所などに変更があった場合でも、それは通用するのでしょうか。

○市民課長

通知カードにはマイナンバー、住所、氏名、生年月日、性別、発行日が記載されております。このいずれか一つでも変更があった場合には、その通知カードは使用することはできません。

○川上委員

そうすると、証明する書類としては利用できないということは、通知カードはほかに使えるんですか。

○市民課長

内容が変更になっていない場合につきましては、マイナンバーカードを証する書類として使えるということですので、一つでも、例えば、氏名が変わりましたとか、住所が変わりました

とか、一つでも内容が変わるようなことがあれば、その通知カードは使えないということになります。

○川上委員

ですから、それはわかりました。ほかの目的で、これを使うことができるかということなんですけど。

○市民課長

ほかの目的でというのは、すみません、通知カードがほかに目的で使えるかということですか。通知カードの内容の変更がある場合には、ほかの目的でも使用することはできません。通知カードの中の一部でも内容の変更がある場合には、通知カードは、ほかの目的でも使用することはできません。

○川上委員

そうすると住所が変わった場合は、それはもうむしろ廃棄したほうが安全ということになりますか。

○市民課長

はい、委員おっしゃるとおりで、内容が変わった場合には、基本、もうこちらのほうに返却していただくような形をとっております。

○川上委員

自分が持っているものが、住所が変われば役に立たなくなる。むしろそれを落としたりすれば、よくないことが起こり得るということなんですけど。それにしても、マイナンバーを証明する書類が、それが使えなくなった状態の中で、マイナンバーを証明する書類が必要になった場合はどうしたらいいですか。

○市民課長

マイナンバーの番号が必要になるというときには、マイナンバーカードをつくっていただくか、あるいは住民票にマイナンバー記載入りという住民票がありますので、そちらを取っていただいて、マイナンバーの証明をしていただくような形になります。

○川上委員

そうするとマイナンバーカードをつくるか、あるいは住民票の写し、住民票記載事項証明書、どちらかでいいということなんですね。

○市民課長

マイナンバーを確認という意味であれば、住民票の中にマイナンバーが記載されているもの、あるいはマイナンバーカードそのものということで、委員のおっしゃるとおりでございます。

○川上委員

そしたら、今回の通知カードの廃止によっても、わざわざ落とせば危険だというマイナンバーカードを持たなくても、住民票の写しを、その都度取れば支障はないということになりますか。

○市民課長

おっしゃるとおりでございますが、マイナンバーは一応、交付は無料になっております。再交付につきましては有料ですが、初めての方と、あと更新の方は無料になっておりますので、住民票の場合ですと、一度取るときに300円という費用がかかりますので、それから考えますとマイナンバーを持たれていたほうがいいかなとは思いますが、住民票でも大丈夫です。

○川上委員

最後にしますけれど、従前に聞いたときには、マイナンバーの交付率13.6%くらいでしたかね。現在は交付率、どこまできているか、お尋ねします。

○市民課長

8月末現在の全国の調査によります飯塚市の交付率でございますが、22.6%となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第94号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。本案は、本年度中に改修工事が完成する穂波交流センターについて、面積と施設使用料を一部変更するものです。

議案書の19ページの飯塚市交流センター条例資料、新旧対照表をお願いいたします。改修工事に伴い、大ホール、第5研修室以外の7部屋7室の面積におきまして、若干の増減となっております。また、施設使用料につきましては、和室1号のみ変更となっております。それ以外の部屋・室の使用料、施設使用料につきましては変更はございません。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

耐震改修に至る経過をお尋ねします。

○地域振興課長

整備は地域振興課ですので、私のほうでお答えさせていただきます。平成28年度でございますが、穂波庁舎に入ることで計画がされておりましたが、その後、平成29年2月、穂波庁舎に入るということで、地元のほうに調整いたしました。地元から賛同を得られなかったものですから、その後約1年間、協議に入りまして、平成30年2月、自治会長会において現公民館耐震改修ということで了承を得ましたので、同年4月24日、協働環境委員会で報告して、現公民館の耐震改修ということで決定した次第でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 契約の締結（二瀬交流センター建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第96号 契約の締結（二瀬交流センター建設工事）」につきまして、補足説明をいたします。議案書の22ページをお願いいたします。「議案第96号」、工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出するものであります。本件につきましては契約金額3億5006万7000円で、赤尾・西特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社赤尾組、代表取締役 赤尾嘉則と契約を締結するものでございます。

議案書の23ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和3年8月31日までとしております。入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに総合評価競争入札試行実施要領に基づき、業者選考委員会におきまして、入札参加の条件等を決定し、令和2年6月12日に入札公告を行い、本年8月4日に入札を執行いたしました。本件につきましては、5つの共同企業体から入札参加申請があり、5者による入札の結果、予定価格3億8060万円に対し、落札額3億5006万7000円、落札率91.97%となっております。

なお、この入札につきましては、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする総合評価落札方式により、落札者を決定いたしております。以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

提出資料によりますと、入札金額が最も低いものは、中村・ナカジマ特定建設工事共同企業体ということになっております。それで評価点があり、評価値があつて報告のとおり落札となっているわけですが、評価点については、落札者が116.7、今申し上げました中村・ナカジマが112.5となっております、評価点が。評価値は落札者が36.671、中村・ナカジマが35.618となっております。この評価点の数字の差、あるいは評価値の数字の差というのは、どのくらいの違いなのでしょう。市民感覚で言うと全然わからないわけですね。余り変わらないのか、もう相当違うのか、ちょっと答弁ができますか。

○契約課長

評価値の差というのが、ここの中で合計で出ささせていただいておりますが、点数がまず赤尾・西特定建設工事共同企業体が116点、それから中村・ナカジマ特定建設工事共同企業体が112.5ということで、4点ほど差がついております。ご質問に対する答弁になるかどうかということがございますが、まず施工計画ですとか、企業の技術力、それから配置予定技術者の技術力ということで、その3項目で評価を行っていくわけですが、まず施工計画については、さほど差がついておりませんが、配置予定技術者の技術力というところで差がついたということになっております。それから、入札金額を評価点で除して評価値を出しますので、そのところで差がついたというような状況でございます。

○川上委員

この2者について今説明がありましたけれど、主観的な評価に関するところでの違いはどのくらいありますか。

○契約課長

まず、企業体の代表のところでは申し上げますと、株式会社赤尾組が総合評価値で994、それから、株式会社中村建設が総合評価値で943となっております。

○川上委員

主観的な評価ポイントについてのことを聞いているんですよ。例えば何とか研修会に行ったとか、行かないとか。今のは主観的なことだけを言っているんですか。その中の研修会の参加の有無とかいうのがあるでしょう。そういうものの内訳をちょっと教えてください。

○契約課長

研修会の参加ということで、主観点数、大変申しわけございませんでした、総合評価値で申し上げますので。研修会の参加等についての主観点数は、これも代表者で申し上げますと、株式会社赤尾組が3点。それから中村建設が6点となっております。

○川上委員

その他の主観的なポイントの点数はどうか。

○契約課長

内訳で申し上げますと、赤尾組のほうは、子育て、男女共同参画というところで、主観点数が上がっておりまして、中村建設のほうは、子育て応援と人権研修の参加で6点ということの内訳になっております。

○川上委員

その3点と6点というのは、研修会参加の子育てと男女共同の中身だということですか。

○契約課長

ただいま申し上げましたように、赤尾組のほうについては人権研修の参加がございませんので、そこでこの3点の差がついているということでございます。

○川上委員

全体として994、943の51点の違いということなんだけど、この51点の違いは先ほどは説明がありましたけれど、その51点のうちの主観的な点の違いは、この3点と6点だけということなんですね。技術的な信用度というのは、何によって判断したんですか。

○契約課長

技術的な信用度といいますか、これは総合評価となっております、その中で技術力の点で申し上げますと、企業の実績ですとか、それから配置予定技術者の実績によって、この点数の差がついたものでございます。

○川上委員

そしたら51点のうち、3点はわかりましたから、あと48点の違いという点で言えば、実績と技術者のことで、それだけで48点の差があったということになりますか。

○契約課長

大変申しわけございません。まず、先ほど申し上げました994点と943点といいますのは、経営事項審査に基づきます総合点数について申し上げたものでございます。大変申し訳ございません。したがって、この五十数点の差というのは、まず、経営事項審査に基づきます工事成績評定からの差でございます。先ほど申し上げました総合評価の点数で申し上げますと、今回、116.7と112.5ということで、その差につきましては、企業の技術力、それから配置予定技術者の技術力の中の項目になります実績ですとか、資格の有無というところで差がついたということでございます。大変申しわけございません。

○川上委員

そしたら何ですか、私が評価点と評価値のことについて聞いたじゃないですか。それに対して、あなたは全く関係ない数字を先ほど報告したということなんですね。全く関係ないんでしょう。評価点、評価値について聞いたのに、私、主観的なこと聞いたじゃないですか。それに対して994と943を答弁したでしょう。全く関係ない数字を答弁したということは今言ったんですか。

○契約課長

大変申しわけございません。ちょっと主観的点数のところにつきまして、総合評価の評価項目の中にも資格の有無といいますか、研修会参加等も入っておりますので、私のほうで思い違いをしておりました。大変申しわけございません。

○川上委員

そしたら、評価点116.7でしょう。それから112.5でしょう。4.2点の評価点の違いなんです、この中に、主観的な点で言えば、3と6、こういう数字によって左右される範囲内ということになりますかね、市民の目から見た場合は。

○契約課長

大変申しわけございません。総合評価の評価項目の中に、主観的なというところはございません。あくまでも先ほど申し上げました総合評定値のほうにはございますけれども、総合評価の中には、その部分が含まれておりません。

○川上委員

では、116.7、112.5の中に、先ほど言われた実績だとか、技術的な信用にかかわることは関係がないということですか、これも。

○契約課長

この差については、その企業の実績ですとか、技術力による差がついたものでございます。

○川上委員

この4.2は、主観的とは関係ないというですね、わかりました。実績と技術的信用にかかわるところについて4.2の差というのは、どういう差なんですかね、感覚的に言えば。ちょっとした差ですか、かなり大きい差なんですか。ちょっとわかるように、言っていただければと思います。

○契約課長

まず、施工計画でございますが、ここにつきましては1点の差がついております。赤尾・西特定建設工事共同企業体のほうが8点満点中の8点それから中村・ナカジマ特定建設工事共同企業体のほうが8点満点中7点ということで1点の差がついております。それから、企業の技術力でございますけれども、ここにつきましては6点満点でございまして、赤尾・西のほうが4.435、中村・ナカジマのほうが3.52ということで、ここでも約1点の差がついております。それから、配置予定技術者の技術力という点におきまして、ここも6点満点でございまして、赤尾・西のほうが4.3点、それから中村・ナカジマ特定建設工事共同企業体のほうが2点ということで、ここは2.3点の差がついております。したがって、ここの配置予定技術者のところで、差といいますと、ここが大きな差がついておったということでございます。

○川上委員

大きな差がついたという点でいう技術者の配置の関係、6点満点で4.3点、6点満点で2点。これで2.3点差がついたということなんですけど、大きいというふうに言われた。大きいというのは、どのくらい大きいんですか。6点満点中の4.3というのは、どういう数字ですか。6点満点中の2というのはどういう意味なんですかね。どういう状態を表すのでしょうか。

○契約課長

まずはここの配置予定技術者の技術力に特化してご説明申し上げますと、まずは二瀬交流センターが、1258.56平米ということで、同等規模の実績があるかどうかというようなところ、それから資格の保有年数といったところについて、採点していきますので、そういった実績ですとか、資格の有無についてでこういう差がついたということでございます。

○川上委員

今2点言われました。それでまず1点目の面積、敷地面積の同等程度のところの実績の有無については、それぞれどういう状況で、この4.32の中にどういう影響があるのかわかりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:28

再開 10:28

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほど申しあげました配置予定技術者の技術力の中で、まず同種工事の工事成績評定、それから同種類似工事の施工状況、それから配置予定技術者の資格の保有年数というところに加えて、継続教育（CPD）と申すものですが、この取り組み状況についてということの4項目でございます。この中で、工事成績評定の中の点数のところ、まず点数の差がついているということと、大きなところで言いますと一番最後に申しあげました継続教育の実施の有無というところで、点数が赤尾組のほうには加点がされておりますが、中村建設のほうには加点がないということで、差がついたという状況でございます。

○川上委員

少しお尋ねしてきましたけど、先ほど出たように、やりとりが口頭だけでは、正確なやりとりにくいと思うので、この落札者と最低価格で応札した業者の関係で、この評価点、評価値の数字の根拠がわかるものを資料要求したいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○契約課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については要求することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:34

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

資料ありがとうございました。それで非常に重要だというふうに言われたので、配置予定技術者の技術力の評価点、これは何点というんですかね。この見方をちょっと教えてください、この表の。

○契約課長

まず、総合評価で評価いたします項目が大きく分けまして分類として、まず表の上のほうに記載しておりますが、施工計画というところについてが、まず8点満点となっております。それから2番目に企業の技術力ということで、その会社のこれまでの実績ですとか、工事成績評定等を評価いたします客観評価というところになります。ここについては6点満点となっております。それから、3つ目の分類といたしまして配置予定技術者の技術力ということで、これにつきましても工事成績評定ですとか、同種類似工事の施工状況ということで評価いたします。これが6点満点ということで、合計20点満点となっております。これに基準値、基準となります100点を加えて、全者100点を加えて、その資料にありますように評価点が、それぞれ100点加算されたところで評価を行っていくということでございます。

○川上委員

それで、今言った配置予定技術者の技術力の理由ですよ、この数字の。この内訳があるんでしょう、先ほど説明で。それをちょっとお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：37

再 開 10：41

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

それでは説明の途中だったんですけれど、ちょっとわかりにくいところもあるので、今回の入札に関し、総合評価の点数の明細がわかるものを資料要求したいと思いますので、委員長において、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○契約課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：42

再 開 10：56

委員会を再開いたします。資料はサイドブックに掲載しておりますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

資料ありがとうございました。それで、この資料の一番下の「3. 配置予定技術者の技術力」6点というくくりのところになろうと思いますけれど、この継続教育（CPD）と書いてあるんですかね。これについて、ちょっとこの点数になるのはどういうことか、ちょっと説明してもらえますか。

○契約課長

CPDというところで、ここの評価をしておる内容でございますが、まず日本建築士会連合会、それから建設業振興基金、それから建築技術教育普及センターというところ、それぞれで実施されております継続教育ということで、これらを受けられているか、先ほど申し上げました団体が定める目標を単位数以上の証明があるかどうか。そういったところで、ここの点数が加点をされるという仕組みになっております。

○川上委員

それで、落札したところと最低の金額で応札したところとの点数について、説明してください。

○契約課長

配置予定技術者の技術力のところが、赤尾・西でいきますと4. 3点、それから中村・ナカジマが2点ということになっておりまして、先ほど申し上げましたCPDのところは、この中で出ておりますように点数が加点されていないということで、大きくは、その差がついたということでございます。

○川上委員

これを見ると、赤尾は、その点について言えば1.4000になっているでしょう。西は、何か間違いがあるのではないですか。0.0000とかになっていますけど。この0.0000というのがずっと、幾つかあるけれど、これはどういうことですかね。

○契約課長

ここににつきましては、その右側のところにありますが、単位の取得状況ということで、これらのそれぞれ団体が定める目標単位数以上の証明がある場合に2点。団体が定める目標単位数の50%以上の証明がある場合には1点、上記以外ですと0点ということで、それぞれ、こういった加点の状況になっているということでございます。

○川上委員

これに、大変わかりにくいというか、微妙なというか、点数を入札金額で割るから、入札金額が低いほうが点数は上がる傾向になるという計算式になっているんですかね。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

二瀬交流センターというのは、通常の地域活動の拠点をサポートする施設だし、それから災害時には、防災拠点の一つとして役割を果たすべき、そういう施設で、最もよい工事の品質が要求されるわけけれども、こういうよくわからないような、説明も難しいようなことで、総合評価方式をやることによって、本当に当初目的のとおり、安ければいいということではなくて、その品質が確保できるよという仕事が、本当にこれができるのか。またそれによって、適切な業者選考が本当にこれでできているのかという点については、今後、検討する課題があるだろうと思うんですね。また別の機会でも、この総合評価方式については、本来、目的を果たすことができるような状態なのかどうかということについては、お尋ねをしていきたいと思っております。

それで、二瀬交流センターそのものについてなんですけれども、かなり老朽化もしておって、地域の皆さんからは、新築建てかえの要望があったと思います。それで市としては、立岩交流センターでも、いろいろワークショップをやってきてというふうに聞いておりますが、二瀬の場合は、どういう住民の皆さんとのやりとりをして、今日に至ったのか、お尋ねします。

○地域振興課長

令和元年でございますが、二瀬のまちづくり協議会の構成団体の中から選ばれた9名と市から交流センター長1名、係長1名、主事1名、まちづくり推進課から2名、地域振興課から1名、合計14名で設計ワーキングを行っております。令和元年から約半年間、4回行いまして、その間、自治会長会、役員会などで報告しまして、合意形成を受けまして、実施設計を進めてきたということでございます。

○川上委員

それで、その過程で幾つかみんなで検討しなければならないというテーマがあったと思えますけれども、どういったものがあって、どういう検討をされましたか。

○地域振興課長

かなりいろいろな意見交換がありましたけれども、その中であったのは、夜間や休館日における駐車場等のセンターの外で行う行事の際のトイレ、これはセキュリティー等の問題をうまくクリアして、そういうふうなのが使えるような仕様にしていただきたいこと。また災害時の炊き出しなどを想定した調理室や器具類の設置やレイアウト等のそういった要望関係。それから女性の利用がかなり多いので、トイレのことがいろいろ意見交換がございました。またトイレの個数は、高齢者に配慮したような仕様にしていただきたい。そのような意見交換を行いました結果、地域需要を適切に反映させていただいたような形で進めてきております。

○川上委員

今、施設の中、施設そのものにかかわることがありましたので、先にそれを聞きますけれど、かなり活発な活動があって、振動というか、それから音のことが相互に干渉し合うようなことが心配されますけれど、そのうち音、防音のこととかについては、何か議論が出ていないですか。

○地域振興課長

防音等については、特に要望等は出ていませんが、カラオケとかを地元のほうでサークル等を行っておりますので、そのようなものに配慮したような形での部屋のつくりというか、そういったものは協議の中では意見交換させていただきました。

○川上委員

恐らくは、今からいうようなことは議論になっていない可能性がありますけれど、鎮西の交流センターで、7月8日かな、大研修室で雨漏り状態が発見されて、調べてみると天井にしみがあって、天井裏の機器の結露によるものではなかったかということなんですけれども、それなどは教訓としては、原因も究明し解決するというような方向に向かっているのではないかと思いますけれど、今回、コロナの時代ということもありますけれど、どういった工夫をするのかお尋ねします。

○地域振興課長

コロナにつきましては、換気が非常に重要になってくると思います。それで、二瀬交流センターにおきましても、十分な換気対策を考えた中で、24時間換気というふうなことで換気扇を設置いたします。その中で、今質問者がおっしゃられたように、全熱交換の際の結露が生じた関係だと思っておりますので、その件に関して私のほうもちょっと修繕等の状況報告は確認しております。二瀬でも24時間換気を設置いたしますので、全熱交換の時期、特に湿度が高い時期には、全熱交換器ではなくて一般換気に対応するようなこととか、またフィルターとかの管理、メンテナンスが非常に重要になってきますので、そういったことを利用者、交流センター職員と、しっかり状況を見ながらメンテナンス、それから利用方法、その辺はしっかりして、十分な換気対策を考えていきたいというふうに考えております。

○川上委員

これは出たかどうかわかりませんが、過去に大きな水害によって水没したところなんですよね。給食センター跡地ですから。それで、建花寺川のすぐ横ということもありますし、立地についてはどういう評価をしていますか。

○地域振興課長

一番浸水したというのが平成21年、これがいわゆる国道201号線側と市道側がございますが、市道側が約80センチ浸水したということは、こちらのほうでもわかっておりましたので、今回の建物の高さ、それから約50センチ程度高く設計しております。またこの間、西新橋の架けかえなど、建花寺川の浸水対策も進んでおりますので、建物は浸水するような可能性はないというふうに、こちらのほうとしては判断して、この土地で決定した次第でございます。

○川上委員

それについて、住民の皆さんとの合意はどういう形成がありますか。

○地域振興課長

そのようなご心配をワーキングの中でお話が、当初はここで大丈夫かというふうな話もございましたので、今の説明をさせていただいております。

○川上委員

50年に1度どころか、100年に1度ぐらいのものも、いつ降るかわからないような局面になっていて、平成21年のときは西新橋の上流部、左岸から水が特にあふれて、旧公民館、交流センターのほうに向かう市道は川みたいになったわけですよね。ちょうどそこに齋藤市長

もおられて、動けんなどという状態になった、私もそこにおったんだけど、なりました。それでその後、架けかえもしたし、パラペットを建てたりして、その雨には対応可能な状態にはなっておると思うけれど、それを上回ることを想定した仕事を私たちはしないといけないと思うんだけど、平成21年に対応できるというぐらいでは困ると思うんだけど、そこはどうですか。

○地域振興課長

平成21年度よりもさらに、ちょっとかさ上げをして、それ以上のものがきても大丈夫ではないかというふうに判断しまして、この地盤高にしております。

○川上委員

私はもう少し上から来る水の影響、あるいは裏から、のよりコーポとかがあるじゃないですか。あちらはパラペットを建てているけど、あれを超えてくるような局面のときに、それでも防災施設として頑張らなければならないということがあるわけだから、あそこに選んだ以上、最悪の事態の場合でも、防災のセンターとして機能できるということを、2重、3重に考えておく必要があると思うので、よく研究してもらいたいというふうに思います。

その上で、国道201号沿いにつくられるということで、アクセスが便利という側面もあるけれど、通行量が多いですから、しかも歩道が当然ながらあってということになってくれば、出入りにおける安全対策というのは特別に重要だと思うけれど、これはどういうふうに考えていますか。

○地域振興課長

質問者がおっしゃられたように、国道201号線に対してが、非常に通行量が多ございますので、主に入りに関しましては、交流センターから出る場合には左折で201号線側に出る車が結構多いのではなかろうかというふうに思っております。そこは適切な停止線の位置、また窮屈にならないような出入口のつくり方などで支障がないように考えております。また、右折車両につきましては、一旦、横の市道側から信号を交わして右折して出ていくというふうなつくりになりますので、ここにつきましても、出入口を今ある給食センターの出入口よりもかなり下げて、信号で、だいたい私が計った中では、13秒から15秒ぐらいが1回の信号で、変わる時間でもございましたので、3台から4台、ここが出られるような配置がとれるように出入口を下げたりとかしまして、安全対策には配慮をしております。

○川上委員

歩道というのは、当然、歩行者が通るわけけれども、車椅子とか電動の車椅子というか、シルバーカーというか、あれで今でも移動されている方が多いんですね。それで、そこを目の前を何メートルも車が入るような状態にいきなりなるという、今は止まっていますからね、ということでは困ると思うんですよ。以前はトラックが入っていたからどうですかという意見もあるかもしれないけれど、そこは高齢者や障がいのある方に優しいという角度で言えば、出入口は、もう少し研究して、201号沿いというのでよいかどうか、もう少し研究したらどうかというふうに思うところがあります。何か考えていることがありますか。

○地域振興課長

今のご意見を、ちょっともう一度いただきましたので、少しそこは、今ここでちょっと何かあるかというふうなことで、私のほうではお答えできるものがないので、もう一度、現場のほうをよく見て、そういった支障については研究をさせていただきたいと思います。

○川上委員

先ほど、入札にかかわることも質問しました。よいものを、できるだけ費用は安くということなんですけれど、今言ったことも総合的に言えば、品質の中身だろうと思うんですね。それで、落札した業者だけにさあ頑張ってもらいたいというわけにはいかないと思いますので、飯塚市がきちっと最後、立派なものでき上がるまで責任を負うて、しかも20年後、30年後まで立派な

ものできたと、住民たちが参加してできたんだと言ってもらえるように仕事をしてもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

先ほど雨の場合、建物自体が50センチ高くしているというお話があったんですが、建物もそうなんですけれど、実際には、車で皆さん方は移動されますし、そこの出入りも当然のことながら必要になってきます。そう考えると、駐車場敷の高さも十分必要であるかと思うのですが、そちらについてはどうなりますか。

○地域振興課長

当然、市道側からのアプローチになりますので、最初は同じレベルから上がっていくとは思いますが、フロアの高さから20センチ下がるぐらいが、たしか駐車場の高さだと思いますので、そこはプラス30センチの余裕は駐車場にはございます。

○江口委員

そのレベルで、平成21年の状況から比べると大丈夫ですか、いかがですか。

○地域振興課長

停める場所とかにもよるとは思うのですが、先ほど申し上げたプラス50センチの中で、プラス30センチぐらいは、車については余裕がありますので、車両を停めるところにはですね。何とか、そこで車両については、タイヤの高さとかもございまして、絶対浸かることは、タイヤとかがあっても、フロアの高さと同じぐらいのところに車のいわゆる車体の高さぐらいが来るのではなかろうかというふうに考えています。

○江口委員

現実には、まだもう少し時間があるので、その点についてはしっかり確認をしてください。それで足りないなというふうな形でしたら、もう少しかさ上げ等を考えていただきたいと思っています。

あともう一点、先日の台風の際に、避難所を幾つか回りました。そうやって回ってみると、仕切りとかは工夫してやられたりしているんだけど、片一方で、まだ避難所用の物品というのは配られてないんだと。パーテーションであったりとかね、ベットというのは配られてないと。一部まちづくり協議会で買ったところもあったりするとは聞いておりますが。ただそれが来た場合に、それをどこに置いておくんだろうねというのが、交流センターの方の話になったんです。現実には、例えば段ボールのパーテーションが来たとき、結構なスペースをとるんだけど、置くスペースがないのではないかなと話になったんですが、その件に関しては、今回の交流センターは工夫がされているんですか、どうですか。避難所用の物品を置くスペースは十分に確保されているのかどうか、いかがですか。

○地域振興課長

現交流センターよりも、倉庫をちょっとふやしております。ですからそういったものも想定して、収納できるようなスペースは確保できるというふうに考えております。

○江口委員

その部分は、再度、しっかり確認していただいて、またそれとあわせて他の交流センター等についても、置く場所をどうするのかという部分は、検討を進めていただきたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第96号 契約の締結(二瀬交流センター建設工事)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をいたします。今回、ご報告いたします工事は、建築一式工事2件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、1件目につきましては、市内建築一式工事のS等級及びI等級に、2件目につきましては、市内建築一式工事のS等級、I等級及びII等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。穂波交流センター大規模改造(その1)工事につきましては、13者による入札を執行いたしております。その結果、落札額1億3495万5700円、落札率91.62%で、株式会社春田建設が落札をいたしております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。穂波交流センター大規模改造(その2)工事につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7180万1950円、落札率95%で、前田建設株式会社が落札をいたしております。なお本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式にて落札者を決定いたしております。以上、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この穂波交流センターの大規模改造というのは、耐震のことですか。

○地域振興課長

そのとおりでございます。耐震改修及び大規模改修ということでございます。

○川上委員

これは、その1とその2と分割しているんですけれど、どういうふうに分割しているんですか。

○地域振興課長

交流センター本体のほうとホール棟とございますので、その1工事が交流センター本体工事、その2がホール棟ということでございます。

○川上委員

分割した理由は、どういうことですか。

○地域振興課長

半年強ぐらいの工期ということもございまして、分離分割というふうな原則でいきまして、第2工区に分けて発注したということでございます。

○川上委員

3つとか4つとかに分ける考えはなかったですか。

○地域振興課長

交流センター本体自体が分かれていますので、本体とホールとちょうどそれぞれ建物が分かれているところがございますので、2工区というふうなことでさせていただいた次第でございます。

○川上委員

これは、もし一括であれば、入札は総合評価対象になりますか。

○契約課長

設計額が1億5千万円を超えますので、総合評価方式となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」報告を求めます。

○新型コロナウイルス対策室長

新型コロナウイルス感染症対策の対策経過の概要について、説明させていただきます。最初に対策経過について、7月の常任委員会で報告をしました以降の分について、説明させていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。7月27日、8月4日に第22回、23回の対策本部会議を開催いたしております。会議の概要につきましては、既に報告いたしておりますので省略させていただきます。14ページをお願いいたします。8月5日に、右側でございますけれども、福岡県が福岡コロナ警報を発動し、医療提供体制整備の要請とともに接待を伴う飲食店等でガイドラインを遵守していない店に対する休業協力要請などが行われました。15ページをお願いいたします。8月20日に、第24回の対策本部会議を開催いたしました。こちらにつきましても、既に報告いたしておりますので、内容は省略させていただきます。また同日、福岡県は無症状者等に係る宿泊療養施設を4施設、1057室に拡充いたしております。8月22日に、福岡県が福岡コロナ警報を見直し、滞在時間の制限等を一部解除いたしております。16ページをお願いいたします。8月28日に政府は、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を発表いたしております。その主な内容といたしましては、医療資源を重症者に重点化、検査体制の抜本的拡充、医療提供体制の確保などとなっております。

最後に、17ページをお願いいたします。8月31日までの飯塚市内での感染者情報をグラフにいたしております。上段のグラフは、5日刻みになっておりますが、市内感染者の推移でございます。7月31日に障がい者施設で8人の感染者が発生いたしましたため、7月27日の欄は18人となっております。下段は左から年齢別、月別、症状別のグラフでございます。一番右側の症状別を見ていただきますとわかりますとおり、本市では、ほとんどの方が無症状または軽症となっております。以上、簡単ではございますが、対策経過について説明を終わります。

○総合政策課長

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況につきまして、事業が各部局にまたがりますので、総合政策課のほうから一括して報告させていただきます。資料につきましては、19枚目からになっておりますが、資料の2をお願いいたします。

改めて、ページ数を1ページから振っておりますが8ページまでになっておりますが、こちらにつきましても、これまでの常任委員会におきまして資料に掲載しております新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況を報告させていただいております。今回の報告につきまし

ては、当該対策事業の8月31日現在までの実施状況につきまして、事業ごとに申請状況、決定件数、支給額等について記載しております。

なお、今回の報告分につきましては、6月補正や7月補正において予算計上しました新型コロナウイルス感染症対策に関する追加支援策のうち、支給や給付に係る対策事業が開始されたもの等について、新たに追加しておりますので申し添えさせていただきます。詳細の説明等につきましては省略させていただきます。以上簡単ですが、報告を終わります。

○環境整備課長

続きまして、令和2年7月27日に採決をいただきました「令和2年度 一般会計補正予算（第6号）」、新型コロナウイルス感染症対策衛生啓発事業につきまして、事業手法等の一部変更を行ったもので報告いたします。なお、この事業につきましては、他課にまたがりまので、環境整備課が代表して報告させていただきます。資料をお願いします。

今回の変更につきまして、大きく2点の変更となります。1点目は、衛生啓発物品配付における手法の一部について変更するものです。まず、資料上段に記載しております啓発パンフレットについてですが、日本郵便配達地域指定郵便システム、いわゆるタウンプラスにより、飯塚市内の全戸、郵便局が把握する全てのポストに配送することに変更しました。

また、資料中段に記載しておりますとおり、指定ごみ袋や、その他の衛生啓発物品の配付を行う前段として、衛生啓発物品との引き換えを行うためのはがき、引き換え券を送付するものです。この引き換え券をもとに、拠点となります各交流センターやまちづくり協議会を通じての交換を行うこととするものです。

2点目ですが、衛生啓発物品配付物について、一部変更を行うものです。資料中段右手のDとして表示しております衛生啓発物品購入割引券についてです。これは議会等を含め、エコバッグの各家庭における充足状況や形状の選択、また指定ごみ袋の形状選択などのご意見もいただいたため、その検討を含めて、エコバッグの配付について見直し、1枚は配付するものの、2枚目については衛生啓発物品であるエコバックや指定ごみ袋、また石けんのうちいずれかを購入する際に、ご家庭の財政負担を少しでも軽減できるように購入支援としての割引券として変更するものです。配付枚数は1世帯につき1枚、500円相当の割引としております。配付につきましては、エコバック、ごみ袋、ハンドソープとあわせまして、各世帯に送付します引き換え券と引き換えにより、各世帯に配付します。

補足としまして、資料下段に衛生啓発物品購入割引券の概要として記載しております。この割引券は、現在実施しております飯塚プレミアム応援券の取扱事業者のうち、衛生啓発物品であるエコバック、指定ごみ袋、石けんに関する商品を販売している取扱店での利用を予定しており、取扱店は各店舗において割引券を集約し、随時、飯塚市役所にて換金清算を行うこととしております。以上簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、新型コロナウイルス感染症対策における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますよう、お願い申し上げます。質疑はありませんか。

○川上委員

新型コロナウイルス対策室長から最初説明がありました。本部会議が7月27日、8月4日、8月20日と行われております。重大な国の流れが変わった8月28日以降は、記載はありませんけれども、対策本部会議はいつしていますか。

○新型コロナウイルス対策室長

8月28日以降は開催いたしておりません。

○川上委員

理由は、どういうことですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:35

再 開 11:36

委員会を再開いたします。

○新型コロナウイルス対策室長

理由はございません。

○川上委員

いつ開催する予定ですか。

○新型コロナウイルス対策室長

対策本部の定例の分は、庁議の日にあわせて開催することといたしております。庁議の日は9月25日でございます。

○川上委員

9月25日の庁議のときに、ついでにするという感じですか。どういうことですか。

○新型コロナウイルス対策室長

ついでというわけではございませんが、定例の対策本部については月1回、庁議の日にあわせて実施するというふうにいたしておりますので、9月についても同じ理由で開催するものでございます。

○川上委員

8月28日に国が重大な、私は不十分だとももちろん思うけれど、子どものこととか考えていないわけだから不十分だと思うけれども、それでも安倍首相が、私やめますけど、このくらいの仕事を最後までしたというために使われたかどうかわからないけれど、かなり重要なやつなんですよ。8月28日でしょう。9月議会があつて、もう来年度予算編成もやっているでしょうし、12月の補正だって考えているでしょう。その間に重大なこういう対策本部の国の決定が出ているのに、9月25日にやる理由は何ですか。庁議があるからついでにやるということならば、任意にやるというふうに言っていたじゃないですか。なぜ、9月25日まで、1カ月後まで待つのか。理由がちょっとよくわからないんですけど。

○新型コロナウイルス対策室長

確かに、8月28日の分については、資料に掲載をいたしておりますけれども、大きな国の流れということでございます。ただ、この流れにつきましても、飯塚市として今、対策本部を開いてすぐに取りかかるというようなものというのは少のうございますので、それぞれの所管部署で検討して、今回の9月25日の対策本部で、その対応について協議することで十分対応は可能だと思っております。

○川上委員

9月25日の議題は何ですか、その対策本部会議の。

○新型コロナウイルス対策室長

まだ正式に議題というものは決まっておりますけれども、通常定例の分でございますと、感染者状況のことにつきまして、それから、今、本市でやっています事業の実施状況、これが基本2つ、これは必ず必須となります。それから、先ほどから話します国・県の動向、そういったものに対する対応という大体そういう3点でございますが、まだ正式に議題等については決まっております。

○川上委員

7月31日か、障がい者施設で8人の感染者発生、クラスター発生ということになっているわけなんですけど、クラスターが発生しても、対策本部会議をやったのは8月4日ですよ。7月31日にクラスター発生、そして8月1日には小学校で教員の陽性確認報告があったわけで

しょう。だから過去の状況から見ても、任意というふうには5月28日以降しているんですけど、任意というのは思いついたときにやるぐらいのことだと思って指摘もしたけれど、思いつくのも遅いと思うんですよ。それで、今度の国の28日の打ち出しというのは、とりわけ重症化が想定される高齢者のいる福祉施設で勤務する方々については、定期的にPCR検査をきちんとやっていくと。どうもよく読んでみると、安倍首相はPCRというふうには決めていないんですね。もうちょっと緩い検査体制で20万件とか言っているけど、そういう意味では、国がちょっとハンドル切ったんだけど、もっとしっかりした内容を、本市としては独自に頑張る部分を頑張るし、福岡県に要求すべきは要求する、そうしたテーマを明確にして仕事する必要があると思うんだけど、その点で言えば、対策本部会議が9月25日とかいうのは、大変緩いのではないかと。いつクラスターが発生するかわからない局面の中で、こういうことでよいのかという指摘をしておきたいと思います。

それから、総合政策課長から市民の暮らし、営業を応援することについての施策の状況が報告されました。私としては、問題点をこの間指摘しておいて、改善が見られないというふうにするんですけど、今後、追加支援あるいは不公正さを是正していくというようなことでの取り組みの見通しがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○行政経営部長

今後の支援策の見通しでございますが、その件につきましては、先日の一般質問の中でもお答えをさせていただきましたとおり、今後とも感染状況、それから感染の拡大防止、そして地域経済の停滞を招かないように状況を見きわめつつ、追加事業については検討していきたいというふうに思っておりますが、今、具体的などころでは申し上げるところがございません。

○川上委員

GDPの見通しが、当初年率で27.何%と出て、そのあと下方修正がまたあったでしょう。幾らでしたかね。

○行政経営部長

すみません。確かに下方修正がありましたことは理解しております。ただちょっと、その数字が何%であったかはちょっと今手元に数字がございません。

○川上委員

それは、28.幾つだったと思うけれど、そのことが、飯塚市の地域経済に与える打撃というのは、どの程度だというふうに検討していますか。

○行政経営部長

それを飯塚市の地域経済に当てはめて、今どのくらいの状況であるかというふうな数値については申しわけございません、把握しておりません。

○川上委員

今、来年度の予算編成に入っているでしょう。その中で、今私が申し上げたような点については検討しているはずだと思うんだけど、検討してないことはないでしょう。

○行政経営部長

確かに先日も一般質問でお答えしましたとおり、財政見通しというふうなところで少し、今後の飯塚市の財政に与える影響など、また地域経済の疲弊状況などについては、大きく推計をいたしたところがございますが、今後はもう少しそのあたりの数字について精査しながら、固めていきたいというふうに思っております。

○川上委員

2019年までは課税状態にあった法人、個人が、2020年、どのくらいが非課税になっていく、変わっていくかとか、見えるでしょう。どのくらいですか。

○行政経営部長

申しわけございません。確かに今、いろいろ税の猶予の申し出だとか、そういうふうなところもございまして、来年の固定資産の課税に対しては、減免などの対応をしていくことになるかと思っておりますが、具体的な数字については、申し上げては、まだ算定をしておりません。

○川上委員

今の段階で、それが検討されていなければ、市民を、個人にしる法人にしる、どのようにサポートしていったらよいかとか、全く考えられませんよね。9月25日に対策本部会議があるということなだけけれど、ここには12月補正あるいはその前の臨時議会開催による補正とか、あるいは専決とかあるかもしれないけれど、そういったことについて、何か市民の暮らしと営業を応援する提案をする予定がありますか。

○行政経営部長

9月25日の会議の予定では、まだ具体的な施策については、説明していく予定はございません。

○川上委員

市民の命を守るという点で、こういうふうな8月28日に、国が舵を不十分ながらも切ったのに対して、まともな検討をしていない。それから、国がGDPの年率減少がこんなふう、3割減なんですよ。とんでもない津波がそこにあるわけじゃないですか、既に。現実に今あるわけでしょう。これを飯塚市の現場で起きておくことについて、よくわからないとか、下方修正が出てから、どれぐらいですか。9月25日に庁議にあわせてやりますとか、ついでみたいなことを言っていたけど、それがもう25日と決まっているんだしたら、国の流れの変化、それから地域の実態に合わせて、次々に必要な手だてを打つべきではないですか。行政経営部長は、必要なお金は出すのは当たり前だという趣旨の答弁をしたと思うんですよ、一般質問でも。そしたら仕事してもらいたいと思うんです。命を守る感染対策にしても、市民の暮らし、それから法人を応援する上でも。

そこで、環境整備課長が啓発にかかわる幾つかの事業について見直しを報告されました。その内容については、また具体的には聞きますけど、どういう反省をしたのかというのがよくわからなかった。変更するということは、何か反省があるから変更するわけでしょう。どういう反省をしたのか、お尋ねします。

○環境整備課長

エコバッグの内容について、今回、配付物の変更をさせていただいたわけでございますけれども、報告の中でも説明させていただきましたが、議会等を含め、エコバッグの各世帯における充足状況、また形状の選択、指定ごみ袋も含めた形状の選択などのご意見もいただきましたため、その部分を検討させていただいたということになります。

○川上委員

何を反省したかということをお聞きしたのは、理由は、その反省に基づいた変更が市民によって受けられる内容であるかにかかわっていくから聞いたわけなんです。今の説明、答弁では何を反省したかわからないので、もう少し言っていただけますか。

○環境整備課長

当初、私どもはもちろん、このエコバッグの配付事業は、7月1日のレジ袋の有料化に伴いまして、それに今からエコバッグの需要がふえるという形の見込みで、その部分の各世帯に配付したいという気持ちがありました。その事業をしていく中で、このエコバッグのいわゆる洗いがえ、そういうものも含めて必要だというふうな判断をさせていただいたところですが、この形状等も、私どもはいろいろ考えさせていただいたわけですが、その部分については、やはり、いろいろなものがこの市場に出回っていると。その市場に出回っているものの部分を、市のほうが1つ、物を決めてさせていただくというのは、そういうふうなご意見があっ

たということをしっかり受けとめて、やはり一部を選択できるというふうなことを反省させていただいたところがございます。あわせまして、指定ごみ袋につきましても、各世帯、いろいろな世帯構成がございます。お一人世帯もございますし、4人の世帯もございますので、その量を各世帯2ロール、20枚だけというふうな話というのは、ある程度の枚数の差をつけられないかということもございまして、これも含めた、いわゆるエコバッグを1枚にしたことによって、その部分を各世帯に少しでも購入ができるような形で、その部分も含めて、この購入補助券というふうな形をさせていただいたところがございます。

○川上委員

私は反省すべきというふうに言うか、第1は市民の声を政策決定に当たり、市民の声をどの程度聞いたのか、聞いていないのかということがあるのではないかなというふうに思うんですよ。事前に市民の意見を聞くというのが非常に重要だと思います。2点目は、環境サイドから出発したということではあったと思うけれど、感染症防止のために、この施策がどういう効果があるのか。あるいはまた一方で効果があるけれども、こういった点で感染防止に逆行するということがないのかとか、この感染防止の関係で考える必要があるのではないか。人の手から人の手へ物が渡っていくということについては、回覧版を回すこともどうかというふうに議論した地域もあつたりするわけですけども、今、感染症のこと。それから3点目は、やっぱり住民の自主的な頑張り、と、市が適切でない負担を押しつけるということとの関係ですよ。だから、住民の頑張り、たいという気持ちに乗じる形で負担を押しつけていくというような考え方は、自助だとか、共助だとか、公助だとか、全然、日本国憲法の立場と逆立ちしたような議論が今行われて、にわかに、なっていますけれど、この3つの点が、私は今後の問題として検討すべき点ではないかなというふうに思っています。

それで質問ですけれど、啓発パンフレットの内容はどういった内容なのか、お尋ねします。

○新型コロナウイルス対策室長

まずは新型コロナウイルスとはどのような病気なのか。それから感染からの予防、対策方法、ウイルスとの向き合い方、それから感染の疑いがあるときの対応、それから人権の問題とかもしていますし、ウイルスとの向き合い方においては、COCOA登録、予防接種、フレイル予防、そういったものについての内容についても記載するというところで考えております。

○川上委員

感染対策のことだけを掲載するわけですか。

○新型コロナウイルス対策室長

広い意味で言えば、感染対策になろうと思いますが、当然、人権侵害の防止とか今回のインフルエンザの予防接種の補助金の制度の関係とか、そういったところまでも含めて、内容としては掲載するというところで考えています。

○川上委員

コロナ禍で生き抜いていくための市民の便利帳というか、こういう場合はこうですよ、こういう場合はこうですよ、みたいなものがあるじゃないですか。暮らしの応援にかかわって。感染防止の今、手指消毒のこととか言うんでしょうけれど、そういうのも入るんですか。

○新型コロナウイルス対策室長

市民の方が感染したとき、また自分が感染したときに、どういったところに相談したらいいのかとか、そういうことも含めてのガイダンス的な部分も掲載いたします。

○川上委員

直方市ではなく、田川市ではなく、飯塚市のパンフレットですよというような、何かそういった内容が特別に入りますか。飯塚市が自分たちを支えてくれている、応援している、反省もしているとわかるような。

○新型コロナウイルス対策室長

まずは、こういう啓発冊子をつくったというのは、久留米市さんがつくられたというのがありますが、それ以外では聞いてない、いわゆる飯塚独自の啓発パンフレットだというふうに思っています。当然、内容については、一般的なコロナ感染症に関して言えば一般的なものになるかと思えます。ただ人権の問題とか、インフルエンザの予防接種のこととか、そういう市独自で対応しているような事業とか、相談の窓口とか、そういうものについては飯塚しか掲載できないというような内容についても、もちろんございます。

○川上委員

あんまり心配せんでいいからね。国の流れで無症状者に対する、いつでも、誰でも、繰り返しというやつ、これを早く決意して、行政検査もこういうふうに行います。それから、それにまだ間に合わないという状況の場合は、鞍手とか言っていましたけれど、無症状の方が自己負担が軽いか、なくて受けられるような制度ができましたというようなもの、1面にばんと書いてあるような、頑張れよではなくて、飯塚市が頑張っています、一緒に頑張りましょうという感じの内容になることを期待したいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありますか。暫時休憩いたします。

休 憩 12:01

再 開 12:59

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

物品配付の件なんですけれど、まずエコバッグ、それとハンドソープについては、先日の一般質問で入札が終わったというふうな話をお聞きいたしました。それぞれの規格、こういうものを買いたいんだよというふうな形で出していると思うんですけれど、その商品そのものの規格としては、どういったものを出されて、どういったものであったのか、その説明をお願いしますか。

○環境整備課長

エコバッグにつきましては、ポリエチレンの材質、そして大きさにつきましては、30センチ四方の大きさ、そしてマチが12センチ以上というふうな形で、その仕様に基づいて規格を決めさせていただいております。

○健幸・スポーツ課長

ハンドソープといたしましては、薬用のハンドソープ。規格といたしまして、容量が250ミリリットル、ポンプ付きのボトル入りということで規格を定めさせてもらっています。

○江口委員

ごめんなさい、ハンドソープに関しては、前から答弁していただいていたやつと全く一緒ということですよ。250ミリリットル、薬用、ポンプ付きですよ。エコバッグについては、30センチ四方で、マチが12センチのポリエチレン、大きさが30掛ける30あって、厚みが12センチ以上というふうな形という理解でいいですか。それで、機能としてはもうそれがポリエチレンでつくられていればいいよというふうな形という理解でいいですかね。

○環境整備課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

それぞれ市況の価格というものは御存じだと思いますが、それぞれ市場では、およそいくらぐらいで調達できるものですか。

○環境整備課長

エコバッグにつきましてはですけども、今回、飯塚市のデザインといいますか、それを除いた形と言いますと、400円程度ではないかというふうに考えているところです。

○健幸・スポーツ課長

商品の内容によって金額は大きく差がございます。300円を切る値段のものから、7、800円するものもございます。私どもが想定したものとしては400円前後、400円程度というところで想定をいたしたところでございます。

○江口委員

特にエコバッグについては、市場価格と大きく差が、400円程度というお話でしたが、果たしてこんなにかかるのかなと思ったりはしています。ハンドソープについては言われるように300円前後からあったりする、もしくはポンプ式ではなく、詰めかえ式だとまたさらに下がるのかなと思ったりはしています。ただもうこれが発注が済んでいるということです。

啓発パンフレット、資料のほうで啓発パンフレットの資料を提出していただいております。協働環境2-2の資料かな。PDFで出していただいておりますが、啓発パンフレットについては、今回、配送の方法を変更し、日本郵便により配送していただくというふうな形になっています。この啓発パンフレット自体は、およそサイズとしては、どのぐらいのサイズで、何ページものになるんですかね。

○新型コロナウイルス対策室長

A4サイズの12ページものでございます。

○江口委員

今回、配送方法を変更した理由としては、こういった形になりますか。

○新型コロナウイルス対策室長

このパンフレットにつきましては、インフルエンザとの同時流行とか、そういったものを防ぐというようなところも目的がございましたので、できるだけ早く皆さんのお手元に届けたいということがございました。そういう中で、エコバッグとか、ハンドソープといったものとの一緒の配送ではちょっとおくれるということもございましたので、もうここは早めに皆様のお手元に届けたいということで、別の送付方法に切りかえたところです。

○江口委員

それぞれ配付の時期としてはどうなりますか。もともとは9月末までに納品をしていただいて、全部の品を納品していただいて、10月早々に配りたいというのが以前の説明だったかと思うのですが、今回、こうやって分けることで、それぞれいつごろに届く形になるのか、お聞かせいただけますか。

○新型コロナウイルス対策室長

パンフレットのほうから先に申し上げますと、当初が9月下旬から10月ということで想定いたしておりました。今回の分で行きますと、10月の上旬をめどに配付ということで考えております。

○まちづくり推進課長

ごみ袋、エコバッグ、ハンドソープにつきましては、大体予定として11月1日からを予定としております。

○江口委員

なるべく早く届けたいので、別で配付するというのはわからなくはないのですが、片一方で日本郵便でお配りをするには費用がかかります。先日の一般質問の中では、500万円弱だったかと思いますが、このパンフレットの作成、そして配付に関しては、現状幾らを予定しているのか。それぞれこういう作業に幾ら、こういう作業に幾らというふうな形で、お聞かせいただけますか。

○新型コロナウイルス対策室長

パンフレットの作成費、印刷費でございますが、それが140万8千円。それから、監修をお願いしておりますので、その分の謝礼が10万円。今回、発生してきましたのが、日本郵便

に頼みますので、その分の封入が137万9千円。それから送料として326万1千円かかるということになります。合計が614万8千円を予定しているということになります。

○江口委員

印刷・監修に関しては、もともとの予定した分であると思いますが、とすると130万円プラス、326万円を足したところの450万円強が新たに発生する経費というふうな理解でよろしいですかね。

○新型コロナウイルス対策室長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

この450万円については、実際、今は市報等を各戸に配付する作業に関しては、自治会、行政協力員並びに行政協力補助員の方々にお願いをしています。この方々は、それこそ月に2回、1日の市報と、それと15日の各関係チラシ等々の配付をしていただいているかと思えます。このルートに乗せることも可能ですし、十分こちらのほうでいいかと思うんです。それなのに、わざわざタウンプラスを使う必要性というのはどこにございますか。

○新型コロナウイルス対策室長

一番の理由につきましては、10月上旬には手元に届けるというようなところでございました。それと全世帯に配付していく、いわゆる自治会加入世帯以外の未加入世帯につきましても、同じ時期に配付したいということがございましたので、こういうようなやり方をとったわけでございます。

○江口委員

と言いますが、市報を飯塚市のお知らせで皆様方に本当に知ってもらわなくてはいけないからこそ、市報として配付しているわけですよ。全く同じルートで問題ないと思うんです。10月上旬に配りたいという気持ちはわかりますよ。それだったら何とか10月1日に間に合わせて、そうやって一緒に配っていただくとなおさら早いですし、片一方では、12ページの分を市報の一部として、数回に分けて載せて読んでいただくことも可能であると思えます。なぜそういうふうにならなかったのか、お聞かせいただけますか。

○新型コロナウイルス対策室長

繰り返しになりますけれども、早く届けたいというところがございました。それで、今言われますように、市報に分けてということになりますけれども、先ほども答弁いたしましたように、今回の分につきましては冬場を迎える前、いわゆるインフルエンザがはやり出す10月というところまでには配付したいということがございましたので、分散してパンフレットを印刷して市報に載せるということは、もともとの目的からは考えておりませんでした。

○江口委員

10月1日に間に合わせればよかったのではないのでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

要は、自治会未加入者の方にも届けるためにということ考えたときには、いわゆる自治会加入者の方は、自治会ルート。では未加入者はどういうルートがあるかということ考えたときには、要はもう一斉に配送する今回のようなやり方以外には届く手段というのにはなかったもので、今回こういうことをさせていただいたということですよ。

○江口委員

部長、それ詭弁ですよ。であるならば市報も同様に配るべきですよ。当然のことながら。飯塚市として皆さんに知っていただかなくてはならないことであるから、わざわざ印刷をして、月に一遍配っているわけですよ。同じルートであるべきだと思っておりますし、そうやることでコストとしても下げられるわけですよ。こうやって別ルートでやるから、封入作業が必要になるわけでしょう。130万円のお金と、それだけの紙だったり封筒だったりが必要なるわけ

です。今からでもこの部分に関しては間に合う部分だと思っていますので、再検討の上、それこそ10月1日の市報もしくは15日の配付に間に合わせていただきたいと思います。

次に、配付対象についてお聞きいたします。配付対象に関しては、今回引き換え券を郵送するのは、飯塚市に居住する各世帯ですね。住民基本台帳に登録されている方にお送りするというのが本会議での答弁だったかと思いますが、片一方で、先日、鯉田の自治会長会並びにまちづくり協議会であった物品配付の説明の中では、実施要綱をいただいたんですね、この中には、住民基本台帳記載外住人も対象とするところがあるんです。現実には、物の配付はどなたを対象としてやられるのでしょうか。

○環境対策課長

配付の対象につきましては、住民基本台帳の登録のない方、例えば学生の方などにつきましても交付の対象としますので、引換券がなくとも、交流センターに来ていただいて交付するということを考えております。

○江口委員

その理由と手続としてはどういうふうな形になるのか、お示してください。

○環境対策課長

まだ時期とは決まっておりませんが、引き換え券の発送後、ホームページやSNS等において、引き換え券を発送しましたということとあわせて、住民基本台帳の登録のない方も対象になりますということ、今後お知らせしていきたいと思っております。

○江口委員

そこまで広げる理由としては、まず理由からお聞かせいただけますか。

○環境整備課長

飯塚にお住まいの方、全ての世帯に配付したいというふうな、当初からの目的でございました。

○江口委員

本当に住居の本拠地が飯塚にあるのであれば、住民票のあるなしに関して問わずというのは正しい選択であると思います。他方で、やり方どうなるんだろうねと思うわけです。いただいた資料では、引き換え券を郵送してやるはずだったんだけど、片一方では、住基に載っていない方々、例えば、学生さんで住民票を持ってきていない方に関して対象とするんだけど、そういった方々は、交流センターもしくは自治公民館に来られるわけですね。ところが、多分、自治公民館と言われても多分どこかわからないのが現実だろうと思います。そうすると交流センターに来られるのだと思うんだけど、そのときに手続としては、どんなふうになるんでしょうね。何らかの、例えば身分証明証なりをお示ししていただいて、やる形になるんでしょうかね。どういった形になりますか。

○環境整備課長

今、委員がおっしゃる手はずの予定で、地域との調整を図っているところでございます。

○江口委員

多分、大変なんだろうなと思います。あともう一つ、自治会に入っている、入っていないで、例えば、もしかしたら配っていただけるかどうかというのが変わるかもしれないというお話がありました。自治会に入っているんだけど、一遍来られたとき、もらえなかったというふうなときには、その方は2度、3度、自治会の方は配付していただいて、全部終了するまでというふうな形になるのか。どんなふうになりますかね。

○まちづくり推進課長

確かに、質問委員が言われますように、不在者の対応、そのあたりについては各地区からご意見をいただいております。不在票を入れた中で、1回お伺いして、お留守のところは不在票に例えば自治公民館までいついつお受け取りに来てくださいという形の不在対応にするのか、

もしくは、交流センターのほうに来ていただくと。これは各地区、各自治会ごとに一律にはいかなない点がございまして、そういった点もあわせて、各地区、各自治会ごとに現在、調整を進めているところでございます。

○江口委員

大変だと思うんですよ。おられなかった、また行こうと思っておられたと。ところが、その方は、不在票みたいなものが入っていて来られたんだねと思いながら、もう交流センターに取りに行けばいいのかというふうな形で取り行かれるのか。取りに行かれたときに、その消し込みした分をちゃんとまた自治会側に返すのか。また自治会側でお配りした方々を交流センターのほうにどうやってリストをちゃんと渡すんだろう。すごく大変だと思うんですが、そのあたりに関しては、何らかのきちんとした手順を考えておられて、現場が混乱しないような手順を考えておられますか、いかがですか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように、1回お渡しした人、また不在でお受け取りにならなかった世帯の方、そこら辺のタイムラグと申しますか、自治会と交流センター、またそこら辺の情報の共有と申しますか、そういうものにつきましては、一日一日そういう形の分を消し込みと申しますか、そういう作業でできるかどうかについては、非常に難しい部分もあろうかと思っております。若干、そこら辺の部分につきましては、先ほど申しましたように各自治会ごとに当然我々、交流センター職員も含めて、詰めた打ち合わせをして、なるべく混乱、混在がないような形の対応をちょっと考えていきたいという、現在そういう調整を進めていきたいと考えているところでございます。

○江口委員

先日の自治会長会での質疑を見ても、もう既に混乱していると思うんですね。ある自治会は、うちはこれは無理だよと言われた自治会がありましたよね。うちの自治会の隣組長はもう70代、80代なんだと。世帯も同じような形なんだ。そのような方々に、私はとても1戸1キロの分を持って回れと言えないというお話もありました。もっとスマートにやってくれというお話がありましたよね。やっぱり、自治会の活動、まちづくり協議会の活動を支えようという気持ちが変わらなくてはなりませんけれど、さすがに、この分と一緒にするのは無理があるのではないかと申しております。もしだめだったら、先ほど言ったような、うちはもう無理だよというふうな話があれば、それこそ厳しい状況に置かれている職がなくなった人、収入が減った人に、ぜひアルバイトしませんかと、そうしたほうが全然すっきりすると思うんですよ。このエリアに関しては、この方々がおられるはずですよ。プラスで住民票に載っていない方々もおられるかもしれません。でエリアに関してきちんと配ってください。行っておられなかったら不在票を入れて電話くださいという形でしてください。それが例えば2回、3回、もうだめだったら、それからあとはもう交流センターに取りに来てくださいというような形でしてくださいとかね。そういったふうなやり方をすれば、本当に特に高齢の方が多自治会長、隣組長の手を煩わせることなく、片一方で厳しい状況に置かれている事業者なり、働いておられる方々、職を失った方々に対する支援にもなるかと思うのですが、その点も含めて考えるお考えはありますか。

○まちづくり推進課長

確かに各自治会、また特にご高齢の隣組長がおられることは承知しております。そうした中で、まずは自治会ごとにできる範囲のお手伝いと、それから、これにつきましては、市としましては各地区のまちづくり協議会のほうにご依頼を申し上げさせていただいておりますので、質問委員が言われますように、まちづくり協議会の中には、先ほど申しました若い世代の方、あらゆる世代の参画団体の方もおられますので、そういうときには、そういう若手の方のご理解、ご協力もあわせて考えていくような形で、調整を今後させていただきたいと考えております。

○江口委員

ということは、アルバイト的なものは考えずに、まち協、自治会でやってくれというふうなことですかね。

○まちづくり推進課長

現在、我々が考えていますのは、まちづくり協議会、自治会、それから隣組長を中心とした主体としては、各地区のまちづくり協議会にできる限りのご協力をいただく中で、その上で、最終的な判断をしていきたいと考えております。

○江口委員

ご協力をいただくのはいいんだけど、まち協にしても自治会にしてみても、市の下請ではありません。当然のことながら、いや、これはノーだよという話は当然のことながらあり得る話ですよ。片一方で、市民、それぞれ各世帯に対して取り扱いが違うというのは、ある方はちゃんとご自宅にお届けしますよ、ある方は取りに来いという、それもいかなものかと思えます。そういうことも含めて、しっかりと考え直していただきたいとお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

すみません、この啓発事業ではないのですが、先日、一般質問の中で、次亜塩素酸水の取り扱いをどうするんだというお話をさせていただきました。金曜日にさせていただいたわけですが、その日の夕方に取り扱いが決まったという資料が私どものところに届きました。これが決まるまでに、どのような形で決まったのか。もともと何回も質疑する中で、対策本部会議で決めるんだというお話がありました。行政アドバイザーに一遍お話を聞いているのに、方向と違うことを決めると。それに関しては、もう一遍きちんと行政アドバイザーに聞くべきではないかと言ったら、それについては、いや私どもはやらないんだ、一遍、話を聞いたからもういいというお話がありましたが、そのときでも対策本部会議できちんと決めるという話があったかと思いますが、対策本部会議、資料にあった8月28日以降は開かれておりませんし、その中でも決まったという話は聞いておりません。なおかつ、一般質問でも取り上げているのに、なぜあのような形になったのか。まず経緯からお聞かせください。

○新型コロナウイルス対策室長

ソリューションウォーターの取り扱いについては、感染症対策本部の中で協議をして、活用方法については金曜日にお渡ししたような形で確定をいたしておりました。その後、最終的な書類の事務上、市長決裁という形をとりましたので、その分でちょっと時間かかったということでございます。それと最終的にはまた、それも含めて木曜日に、市長、副市長、それから教育長、それから関係部長、そういったところで最終的に、この取り扱いについては対策本部で決めたとおりでいいかという最終確認とか、そういったのをとるのにちょっと時間かかりまして、公表が金曜日になったということでございます。

○江口委員

まず対策本部会議、どこで決まっているんですか。出された資料には、ざっと目を通しておりますが、そうやって取り扱いを決めたというのは記録が載っていないと思うんですけど。もしあったら、それを示していただけませんか。

○新型コロナウイルス対策室長

協議としては、8月4日の対策本部の日に協議をしたということでございます。それを受けて、決裁の事務に入ったというようなことでございます。これについては、行政運営上の支障の関係とかで公表していなかったということでございます。

○江口委員

おかしいでしょう。8月4日にもう方針が決まっていたんですか。間違いありませんか。

○新型コロナウイルス対策室長

8月4日におよその方針については話し合いをして、最終的決定は、文書決裁をもって確定するということにしておりますので、そういう手順でやっております。

○江口委員

協働環境委員会が、前回行われたのは8月5日ですよ。4日にその方針が決まっているのであれば、そういう説明がないとおかしいでしょう。あなた方、全くそんな説明をしていませんよ。会議録を見るけれどそんなものは載っていない。議題としても上がっていないのではないですか。会議録があるんだったら出してください。

○新型コロナウイルス対策室長

8月4日の時点では、方向性というか、そういう形でこういう形でいくと。ただ最終行政としての決定については決裁でいきますというようにしておりましたので、公表はしていなかったということでございます。

○江口委員

とても行政の仕事の仕方として信じられないと思いますよ。翌日の委員会、協働環境委員会、そしてその翌日の福祉文教委員会でも、この部分は、取り扱いについては議論になっているんです。5日の委員会では有効性や安全性が確認されない限りは使わない、そのとおりであるという返答をしましたよね。もう方向性が決まっているということは、それは確認されていることでしょうか。であるならば、有効性、安全性がこれこれこのように確認されています。そうお話しすべきではないですかね。この後は、決裁を回します。おかしくないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:31

再 開 13:32

委員会を再開いたします。

○新型コロナウイルス対策室長

何度も繰り返しになりますが、8月4日の時点でおよその方向性としては、対策本部の中で決めておりますが、その中で、最終決定は決裁をもって行うというような確認をいたしておりましたので、8月5日、6日に行われました委員会には報告できる準備ができておりませんでした。

○江口委員

全く納得できる話ではありません。あと安全性、有効性、ではどのように確認をされたんですか。あと一部、庁舎内で有人下で噴霧しているのではないかという話を聞いたことがありますが、そういったことをしたことはありませんか。

○新型コロナウイルス対策室長

安全性、有効性の確認につきましては、これは当初、購入したときに、安全性、有効性があるということを踏まえた上で購入しております。それはどこかと言われると、当然、購入したところの会社自体がそういう確認をやっているということ。そして当然、その今までの販売実績、それから20年以上も使用しているというような、そういうところを総合的に判断して、安全性、有効性があるということで、市としても確認をしているということでございます。それから、有人下で噴霧したところがあるかということでございますけれども、それはございません。それについては当然、有人下での部分についても安全性があるというようなところでの商品でございましたので、そういう形で使っておりました。

○江口委員

あなた方は安全性、有効性をメーカーがきちんと、こうやってうたっているからと言うんですが、私たちには何ら資料を提供していないわけですよ。ずっと安全性、有効性の話をしてい

る中で、NITEの資料については、私のほうが提供いたしました。皆様方から委員会のほうに、これこれこういうふうなやつがある。資料がある。出てきていませんよね。販売実績、2千を超える施設にという話が先日の一般質問でもありましたが、どこどこ、どこどこで使っておられる。そのうちで噴霧でやっているのは、これこれこういうところだ。そして、今もなお使っているのはここだという資料もないんですよ。それで信じろと言われても、信じることができますか。逆だったら信じますか。あり得ないでしょう。なおかつ、有人下について、やっていた。この噴霧について問題になったのは5月の後半ですよ。私が有人の中で使われているのではないかと話を聞いたのは、それよりも後の話だと思います。有人下で使ったのは、どこで、いつ使われましたか。当然のことながら、資料を取っているんだと思うんです。資料提出ができないのだから、報告事項ではできないのしょうから、口頭でいいので、どこどこでいつ、どこどこでいつ、どのぐらいの作業をやったというやつを公表していただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:37

再 開 13:38

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

環境整備課のほうで1台、始業前の時間で有人下でさせていただいております。

○新型コロナウイルス対策室長

私の市民協働部長室の中でも、有人下で使用いたしております。いつからかというのは、申しわけございません。ちょっと日にちを覚えておりません。

○江口委員

副市長、今のような状況の中で、まだこのまま、次亜塩素酸水の噴霧を、その方針はそのまま変えずにされますか。ぜひ一旦、考え直していただきたいと思います。いかがですか。

○新型コロナウイルス対策室長

金曜日に公表いたしました活用方策にも書いておりますが、市としては無人下であれば使用できるということで考えております。しかしながら、次亜塩素酸水に対する考え方とか、そういうものについてもいろいろ多方面からご意見いただいております。したがって、本市としても、これを決めたからと言って、すぐ使用するということでは考えておりません。当然、霧化装置については、当然使用するところの施設の利用者とか、学校であれば保護者、また学校においては学校医、薬剤師、保育所においては嘱託医と相談の上、使用していくということで考えております。そういった中で、どうしても使用に当たって、やっぱり問題があるよということであれば、当然その使用についてはしないと。当分の間、ご理解が得られるまではしないというような形で考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○江口委員

当然、問題がありますよ。安全性、有効性は何ら証明されていない。メーカーが言っているからと言うけれど、その資料も提出されない。有人下の噴霧は推奨されない、そこは市側も認めているのに、有人下では使っていた。無理でしょう。噴霧をすれば、ドアノブの清掃は必要ない。そう本会議でも答弁がありました。どれだけ有効なのかわからないのに、ドアノブの清掃が必要ないなんてあり得ませんよ。噴霧がどれぐらい有効かわからないのに、今やっている作業をやめたら、今やっている作業はコロナ対策として必要だからやっているわけです。噴霧がそれに対して有効であれば、作業をやめるのはありますよ。だけれども、それが有効かどうか証明されていないわけじゃないですか。言っているのはメーカーだけでしょう。どのぐらい噴霧をして、どのぐらいの濃度にして、どのぐらい噴霧をすると、このぐらい付着するはずだから、塩素がちゃんといくはずだから有効なんだ。そういう話も出てこないわけですよ。

この状況の中で、使い始めるなんてあり得ないと思います。副市長、担当室長はこうやって、やっぱり皆さん方の安全を考えるのはわからなくはないんだけど、だけれども、片一方で、それが有効ではないかもしれないものを、さも有効かのように、ないし誤解して使ってしまうと、そこが感染源になるかもしれないんですよ。片一方で、学校であったり、保育所であったりとか、きちんとかいうふうにやりましょうというマニュアルがある。そのマニュアルには何ら書いてないことをやろうとしているんです。やめられませんか。

○副市長

先ほどから、担当部長等が答弁しておりますけれど、安全性は確認した上で、先ほど言います、学校でしたら学校医とか、薬剤師さん、それから保育所でしたら嘱託医さん、そういう専門家の意見等を聞きながら、実際には使用していくということでやっておりますので、そのところはご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○江口委員

専門家の意見は、行政アドバイザーに聞いたわけでしょう。まさに専門家の意見が、噴霧はすべきではないという話だったわけですね。それをひっくり返すだけの証拠がないんですよ。だからこそやめてくださいというお話なんです。この前、一般質問の中でもお話ししましたように、日本薬剤師会もやっているY o u T u b eの中で、空間噴霧はだめだよという話をしている。医師会、一つご紹介したのは小金井市の医師会です。小金井市の医師会もすべきではないということがありましたとお話をさせていただきました。公的機関の有効性、安全性の立証はありません。空間噴霧できる商品は存在しませんと、先日も添付資料きちんとありましたよね。経済産業省、消費者庁、厚生労働省、2省1庁が出した資料にもあるわけですよ。次亜塩素酸水は、こうやって使いましょうねというやつがあるわけですよ。こうやって使いましょうねとは違うことを、何も飯塚市がお金と労力を使ってやらなくてはいけないだけのすごい危機であればまだわかりますよ。消毒する物がない、アルコールがない、何がない、コロナがすごく蔓延している、どうにかして抑えなくてはならない。じゃあ、どうしよう。その時期だったら、まだ分からなくはない。だけれども今は、件数も減ってきて、言うように学校、保育園、感染事例もない。リスクも少ない、作業としても減らしてきている中で、なぜここでふやすのが全くわからないんです。もう一回お聞きいたしますが、副市長、ぜひ止めていただけないか。

○新型コロナウイルス対策室長

何度も、一般質問でも答弁させていただいておりますけれども、今回のソリューションウォーターにつきましては、有人下での噴霧というのは、これについてはいたしません。無人下での噴霧ということで使用をしていきたいと思っております。その使用に当たっても、今回、活用方策の中に出しておりますけれども、先ほど言いましたように何が何でも使用するというわけではございません。これに対して、当然、大丈夫かという不安をお持ちの方もいらっしゃる可能性もございますので、まずはそういった方々にきちっとした説明をし、納得していただくということが一つ、過程として必要だろうと思っておりますし、また学校においては、そういう学校医、薬剤師の方等もいらっしゃいます。そういう方々とも相談してやっていくということで考えております。先ほどから言われますように、当然、行政アドバイザー会議の中でも、有人下の噴霧については、やるべきではないということで、当然、空間噴霧、いわゆる空間に飛び回っているウイルスを空間で除菌するということはある得ないというようなご意見でございました。それはもう当然、私どものほうも今のところ、確実にそういうことが証明できるようなものはございませんので、そういうことは考えておりません。ただ次亜塩素酸水につきましては、物に対する除菌・消臭効果というのはございます。したがって、それもコロナウイルスだけではなくて、インフルエンザとかノロウイルスとか、それはその他の雑菌等に対しても効果があるということでの購入をいたしておりますので、無人下の中で、消臭・除菌、そ

うという効果を考えて使用していくということで考えているということでございます。繰り返しになりますが、それをもってすぐに今から使うとか、そういうのではなくて、そこの施設の利用者の方とか、そういった方々のご理解を受けた上で使用するということで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今の危機認識についてなんだけれど、全国的には陽性確認が少なくなっているところもあるようだけれども、本市の場合は、7月は30人、8月は37人でしょう。そういった点で言えば、減少傾向になっているかどうかというのは、まだわからない状況が一つあるということと同時に、仮に減少傾向という評価があれば、なお今、無症状の方の感染力、強いグループがあるわけですから、今、徹底する必要があるわけですよ。その中で、クラスターの発生とかが起き始めているわけですから、消毒、除菌は徹底する必要があるというふうに私は思います。それについて言えば、行うべきはアルコールによる消毒ではないんですか、まず。そしてヒタヒタの状態であれば、一定の濃度で、次亜塩素酸水というのは効果がないというふうに、はっきり国の機関が出しているわけですから、やる必要はないし、やればやっただ余計な手間もかかる。それから新しい危険が生じかねないというのがあって思っています。この新しい危険については、どういったものが考えられるかということなんですけれど、異物混入による危険性なんです。それで誤って異物が噴霧されるというようなことを排除するようなことについて、まだよく考えていないでしょう。何か考えていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:51

再 開 14:00

委員会を再開いたします。

○新型コロナウイルス対策室長

今、ご質問がございました異物混入とか、そういうものへの対応的なものについて検討しているかということでございますが、現時点では対応については、すみません、申しわけございません、教育委員会とか福祉部のほうで対応していくということになりますので、そういったところにきちっと話をしまして、今後マニュアル、そういったところで質問の部分の内容については盛り込んでいきたい、きちっと対応できるようにしたいと思っております。

○川上委員

危険を回避するために除菌とか消毒を徹底したいという点では一致していると思うけれど、効果のないものを子どもがはったり、なめたりするようなところに振りまく必要があるのかと。今言ったように、かえって異物、毒物が何らかの事情で振りまかれるようなことになったら、とんでもないことなんです。これを、きちんとマニュアルをもって、危険物がそういうことにならないようにするマニュアル、それから体制をどうするかも考えずに今日までできてしまっているじゃないですか。だから、ということは、あなた方にはこういうものを取り扱う資格がないのではないかとすら思うわけ。だから今後も、誰かれに聞いて了解がとれたらしますとかいうようなことではなくて、ここは先ほど江口委員も言っていましたけれど、何ていうか、潔く非を認めて、どこかになおし込んでしまうというのが、今一番安全ではないですか。子どもが扱って混ぜるな危険みたいなものを入れてしまって、よくわからないで噴霧してしまったりしたら大変なことになるじゃないですか。一番弱者のためにやらないといけないと思っているところで、そういう事故とか事件とかが起きたら大変ですから、それを重ねて要求しておきたいと思ひます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

すみません。質疑ではないんですが、委員長に1件、お取り計らいをお願いしたい点がございます。このコロナ対策については、今ずっと報告事項で上がってきておりますが、特にこの次亜塩素酸水の案件については、このように市のほうとしてはやりたい。ただし私どものほうに資料とかも提出されておられません。よって、この所管の中のコロナ対策に関することについて、もしくは次亜塩素酸水の取り扱いについてを、特別託案件として追加していただければと思っております。ちょっと皆さん方で協議する時間ないし、ご協議いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもって、協働環境委員会を閉会いたします。